資料	1-1

児童厚生員の資格要件及び放課後児童支援員の基礎資格の拡充について

１　国基準の改正

児童福祉法第 34 条の８の２第２項及び第 45 条第２項の規定に基づき、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する児童厚生施設に配置する児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という。）及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定する放課後児童健全育成事業所に配置する放課後児童支援員について、人材不足が深刻である中、必要な人材の量及び質の確保を図るため、令和８年 10 月１日付「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和８年内閣府令第 90 号。以下「改正府令」という。）が公布され、資格要件等を拡充する改正が行われた。

（１） 児童厚生員

児童厚生員は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 38 条第２項各号のいずれかに該当する者でなければならないこととされており、同条第２項に次の２つの号を加え、資格要件の拡充が図られることとなった。

① こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

② 次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

- 学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 同法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学が認められた者
- 同法の規定による大学院を卒業した者
- 外国の大学を卒業した者

（２） 放課後児童支援員

放課後児童支援員は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第 10 条第３項各号のいずれか（以下「基礎資格」という。）に該当する者であって、都道府県知事等が行う研修（以下「認定資格研修」という。）を修了したものでなければならないこととされており、同条第３項に上記（１）と同様の２つの号を加え、基礎資格の拡充が図られることとなった。

２　国基準の改正を踏まえた本市条例への影響

（１） 児童厚生員

児童厚生員の資格要件は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第１条第１項により、従うべき基準とされている。

本市では、「仙台市児童福祉法の施行に関する条例」第７条第１項において、国基準に規定する基準を本市の基準とする旨を定めていることから、今般の国基準の改正に伴い、本市条例の改正を行うことなく前述のとおり資格要件が拡充される。

（２） 放課後児童支援員

放課後児童支援員の基礎資格は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第１条第１項により、参酌すべき基準とされている。

本市では、「仙台市放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第４条第３項各号において放課後児童支援員の基礎資格を規定していることから、今般の国基準の改正に伴い基礎資格を拡充する場合には、当該条例の改正が必要となる。

３　国基準を本市条例に適用した場合の効果及び課題

（１） **期待される効果**

① 人材確保の推進

児童厚生員の資格要件及び放課後児童支援員の基礎資格が拡充されることにより、人材確保の推進が期待される。

加えて、放課後児童支援員については、大学を卒業した者等であって、１年以上児童福祉事業に従事したものが基礎資格に追加されることにより、これまでより１年早く認定資格研修を受講することが可能となり、修了後には有資格者となり得ることから、有資格者の配置による職員体制の強化や、処遇改善等を通じた人材の定着等が期待される。

② こども家庭福祉に係る専門的人材の登用

こども家庭ソーシャルワーカーが新たに資格要件等の対象となることにより、こどもに関わる専門資格や実務経験を有し、相談援助や家庭支援に関する専門性を有する人材の登用が期待される。

一方で、こども家庭ソーシャルワーカーは制度創設後間もなく、有資格者数も限られていることから、児童館及び児童クラブにおける人材確保への効果という点では、当面は限定的であると考えられる。

（２） **考慮すべき課題**

これまで、大学を卒業した者等が児童厚生員の資格要件や放課後児童支援員の基礎資格を満たすためには、「社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者等」として専門学科等を履修していること、又は「２年以上児童福祉事業に従事した者」として一定の実務経験を有していることのいずれかが要件とされていた。

今回追加される「大学を卒業した者等であって、１年以上児童福祉事業に従事した者」については、大学等における専門学科等の履修を要件としておらず、また、実務経験の期間についても従来の２年から１年に短縮されている。

このため、こどもに関わる上で必要となる基礎的な知識について、採用後速やかに各種研修や実務経験等を通じて習得していくことが求められるとともに、放課後児童支援員については、比較的短い実務経験のもと基礎資格を満たすようになることから、認定資格研修の受講機会を確実に確保し、放課後児童支援員として身に付けるべき知識や技術を速やかに習得していくことが求められる。

４　本市の対応方針

今般の国基準改正の目的は、現在全国的な課題となっている児童厚生員及び放課後児童支援員の人材確保を推進するものである。

本市においても、全国的な保育士等の不足や児童クラブ待機児童ゼロの取組等により、児童館・児童クラブの管理運営団体において人材の確保が喫緊の課題となっていることから、国基準の改正にあわせて、資格要件等を拡充することは有効である。

また、本市では、国の第９次地方分権一括法の施行に伴い、放課後児童支援員に係る配置基準や資格要件が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直された際にも、従来の基準は維持しつつ、認定資格研修に係る経過措置期間を設けるなど、人材確保と支援の質の確保を両立させることを基本として取組を進めてきたところ。

今般の国基準の改正についても、児童厚生員の資格要件及び放課後児童支援員の基礎資格を国基準と同様とするよう必要な条例改正を行った上で、あわせて以下の取組を進めることにより、人材確保と支援の質の確保の両立に取り組むこととしたい。

【具体的な取組】

（１） 支援の質の確保

資格要件等の拡充後も支援の質を確保するため、本市が実施する児童館等職員研修に加え、宮城県児童館・児童クラブ連絡協議会や各児童館管理運営団体等が実施する職員研修・ＯＪＴ等を通じて、対象者の基礎的な知識の習得及び資質の向上を図る必要がある。

そのため、本市が実施する児童館等職員研修を通じて、採用後の早い段階から必要な知識や技術を着実に習得できるよう、引き続き、オンライン配信を含むハイブリッド型研修やアーカイブ配信を行うなどにより、受講機会の拡充に努める。

（２） 放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の確保

放課後児童支援員については、（１）の基礎的な知識の習得に加えて、より専門的な知識や技術の早期習得を図るため、１年間の実務経験を経た対象者が円滑に認定資格研修を受講できるよう、宮城県と連携しながら受講機会の確保に取り組むとともに、受講状況等を踏まえ、定員枠の拡大についても協議を行う。

５　条例改正の内容

本市条例において、抜き書き方式により基礎資格を規定している放課後児童支援員については、国基準と同様の基礎資格となるよう条例改正を行う。

※詳細は別添「新旧対照表」参照

６　条例改正までのスケジュール（案）

時期	内容
令和８年 10 月１日	改正府令公布
令和８年 11 月 13 日	令和８年度第２回社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議
令和８年 12 月	令和８年第４回定例会へ改正条例案を提出
議決後	児童館管理運営団体及び放課後児童健全育成事業実施事業者へ周知
令和９年４月１日	改正条例の施行